

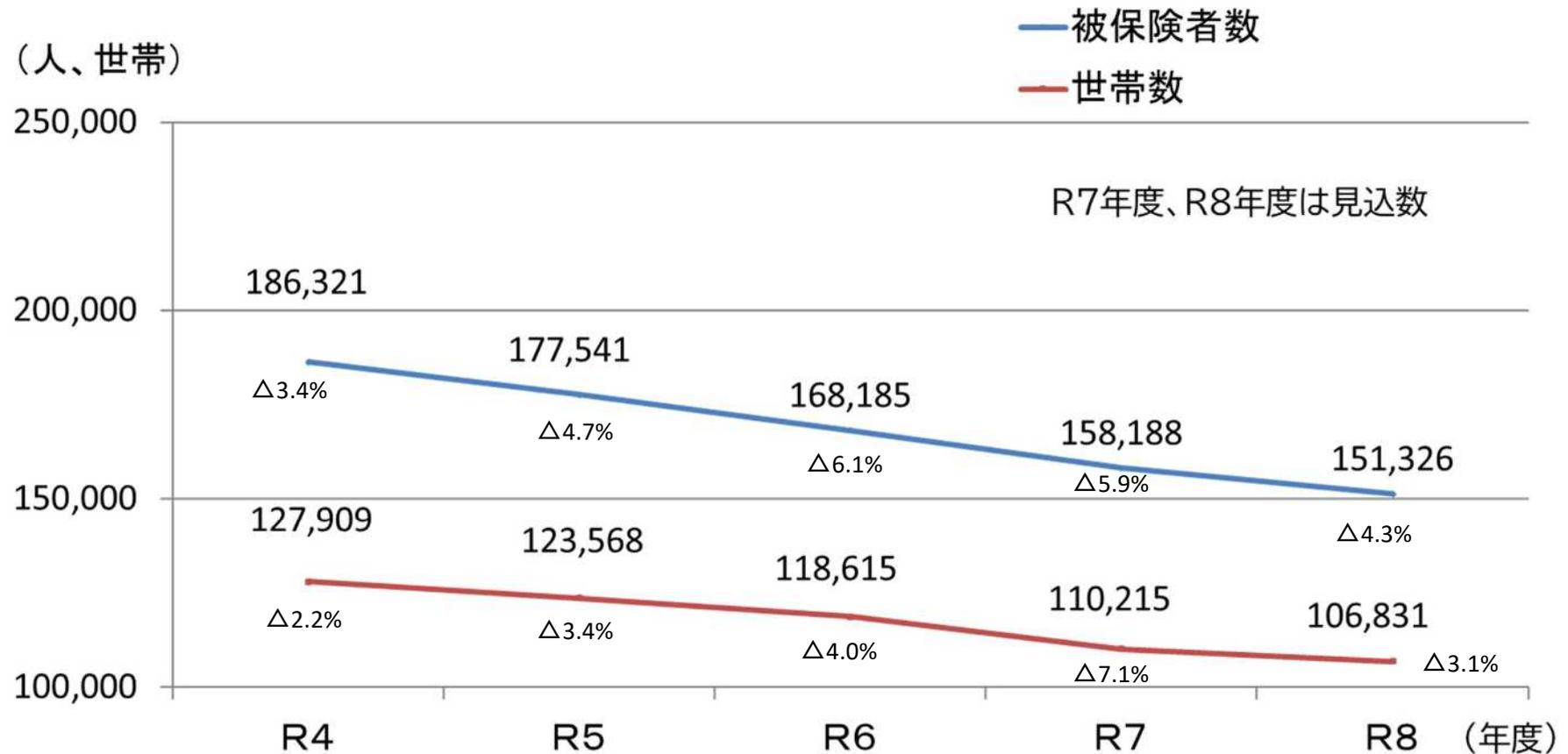
# 議題

令和8年度 北九州市国民健康保険事業の運営について

# 目次

- 被保険者数・世帯数の推移 . . . P1
- 一人当たり保険給付費の推移 . . . P2
- 福岡県の令和8年度納付金算定について . . . P3
- 北九州市の令和8年度納付金額 . . . P4
- 令和8年度標準保険料率等 . . . P5~P9
- 令和8年度国民健康保険特別会計予算案 . . . P10~P11
- 条例・規則等の改正 . . . P12~P15

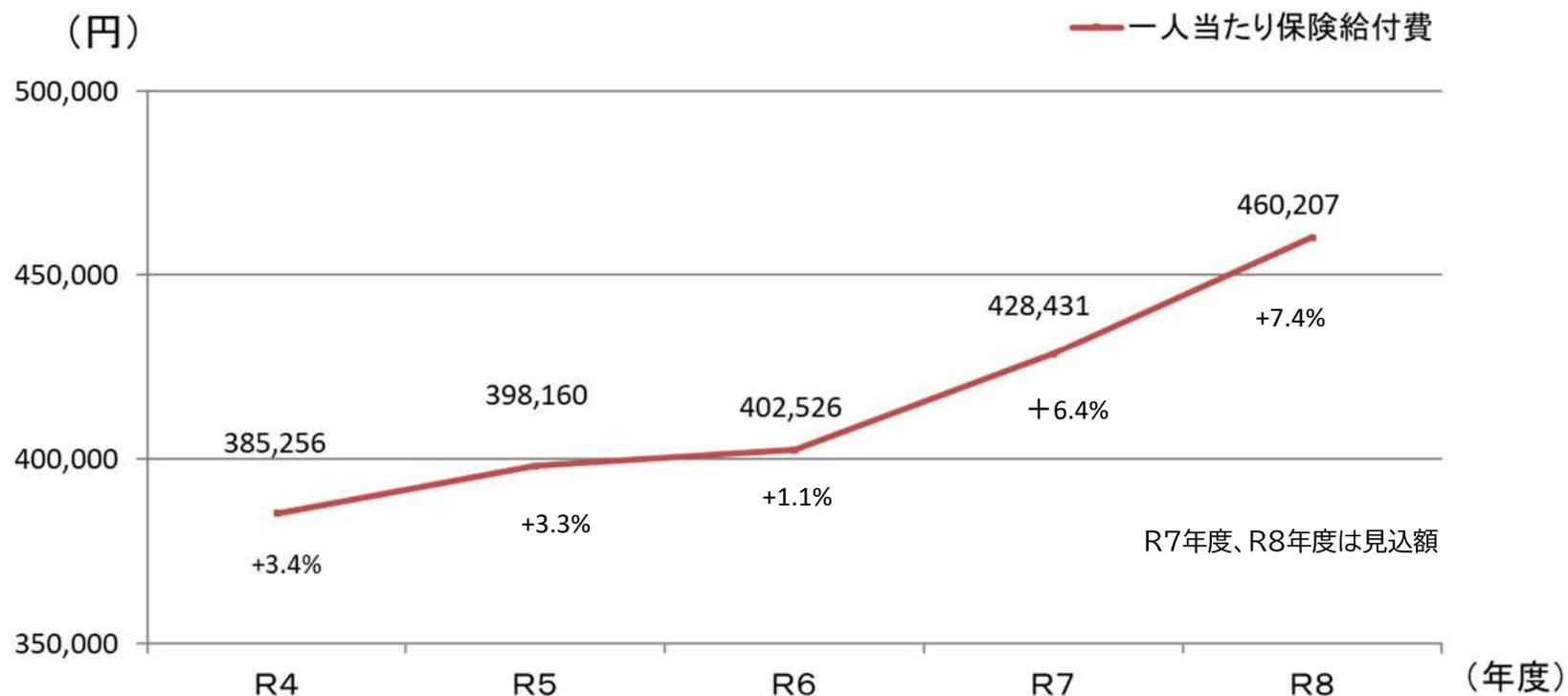
# 被保険者数・世帯数の推移



## ポイント

後期高齢者医療制度(75歳以上)への移行及び被用者保険の適用拡大などの影響により、被保険者数は引き続き減少。

# 一人当たり保険給付費の推移



## ポイント

被保険者の高齢化及び医療の高度化等により、今後も保険給付費の高い状態が継続することが想定される。

# 福岡県の令和8年度納付金算定について

厚生労働省が示した確定係数を基に、福岡県において、令和8年度納付金の算定を行った。

## 【主な変動要因(対前年度)】

### <歳入>

- ・ 前期高齢者交付金は19億円の減少(約1.4%減)
- ・ 基金繰入金(決算剰余金)は29億円の増加(約166.7%増)

### <歳出>

- ・ 被保険者数は約26,000人減少(約2.9%減)
- ・ 保険給付費は2億円増加(約0.1%増)
- ・ 後期高齢者支援金等は9億円の減少(約1.3%減)
- ・ 介護納付金は2億円の減少(約0.7%減)
- ・ 子ども・子育て支援納付金は61億円(皆増)

## 北九州市の令和8年度納付金額

- 医療分 16,062,565,610円  
(前年度比  $\Delta$ 715,257,229円)
  - 後期高齢者支援金分 5,110,104,409円  
(前年度比  $\Delta$ 208,867,944円)
  - 介護納付金分 1,634,380,163円  
(前年度比  $\Delta$ 68,298,244円)
  - 子ども・子育て支援分 466,231,781円  
(前年度比 466,231,781円)
- 

北九州市納付金合計 23,273,281,963円  
(前年度比  $\Delta$ 526,191,636円)

# 令和8年度標準保険料率

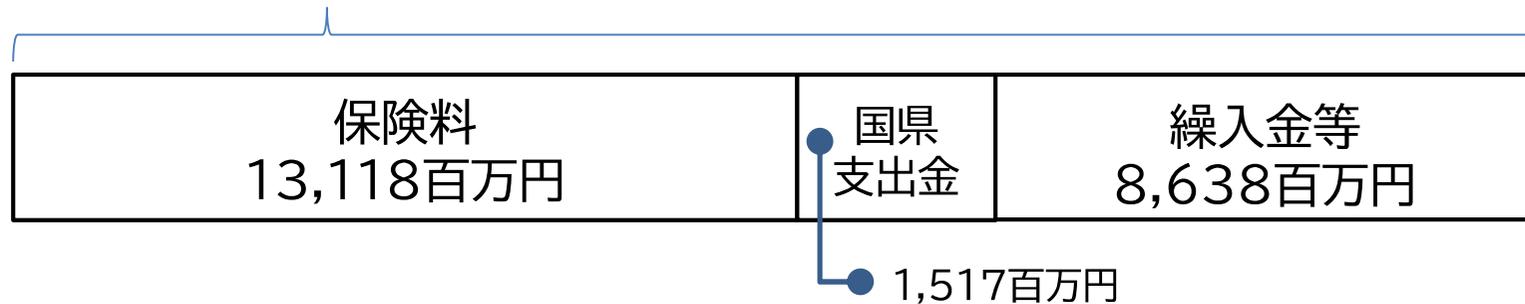
		福岡県標準保険料率	市町村標準保険料率	【参考】 令和8年度 北九州市保険料率 (案)
設定条件		保険料が県内均一化された場合の保険料率 国のガイドラインに基づき2方式で算定	左欄との違いは、県内均一化されるまでの間、所得水準と医療費水準を考慮して算定	
応能:応益		45:55	45:55	47:53
予定収納率		—	90.24%	90.73%
医療分	所得割	7.68%	7.31%	5月決定
	均等割	47,854円	28,182円	23,200円
	平等割	—	27,856円	26,400円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.97%	2.92%	5月決定
	均等割	18,359円	11,187円	9,720円
	平等割	—	11,057円	11,060円
介護納付金分	所得割	2.46%	2.39%	5月決定
	均等割	17,961円	10,974円	9,550円
	平等割	—	8,482円	8,220円
子ども・子育て 支援分	所得割	0.28%	0.28%	5月決定
	均等割	1,765円	1,090円	880円
	平等割	—	1,073円	1,000円
	18歳以上均等割	129円	47円	50円

# 納付金等の財源

- 国民健康保険の収入及び支出は、国民健康保険法第10条に基づき、特別会計を設置し、運営。
- 市が負担する納付金の財源については、保険料、国県支出金と繰入金等で賄うことが原則。

## 【令和8年度納付金の財源内訳】

国保事業費納付金23,273百万円



# 令和8年度 保険料算定 (一人当たり保険料(見込み))

(円)

	医療分 (対前年度)	後期高齢者 支援金分 (対前年度)	介護 納付金分 (対前年度)	子ども・ 子育て支援 納付金分 (対前年度)	合計 (対前年度)
令和6年度	58,604 (+1,104)	24,623 (+1,606)	24,546 (+1,159)	—	103,904 (+5,800)
令和7年度	59,994 (+1,390)	24,418 (▲205)	24,497 (▲49)	—	108,909 (+1,136)
令和8年度 (案)	59,615 (▲379)	24,977 (+559)	24,387 (▲110)	2,329 (+2,329)	111,308 (+2,399)

## ポイント

令和8年度より子ども・子育て支援納付金分保険料の徴収が開始されるものの、医療分について福岡県が令和6年度決算剰余金を活用したこと等により、保険料の上昇幅は抑制された。

# 令和8年度 保険料率(見込み)

- 保険料率とは、保険料を計算するための基礎となる額・率

均等割額 = 保険料賦課総額×30%÷被保険者数

平等割額 = 保険料賦課総額×23%÷世帯数

所得割率 = 保険料賦課総額×47%÷前年被保険者総所得金額

※保険料賦課総額 = (一人当たり保険料×被保険者数) + 軽減・減免額

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分		
	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率
R7	23,550 円	27,160 円	8.31 %	9,590 円	11,060 円	3.40 %	9,620 円	8,290 円	2.90 %	—	—	—
<b>R8</b>	<b>23,200 円</b>	<b>26,400 円</b>	5月 決定	<b>9,720 円</b>	<b>11,060 円</b>	5月 決定	<b>9,550 円</b>	<b>8,220 円</b>	5月 決定	<b>880 円</b>	<b>1,000 円</b>	5月 決定
増減	▲350円	▲760円	—	+130円	±0円	—	▲70円	▲70円	—	+880円	+1,000 円	—

※参考:R6とR7の比較(増減額)

増減	+380円	+20円	+0.11 %	▲110円	▲310円	▲0.11 %	▲40円	▲110円	▲0.24 %	—	—	—
----	-------	------	------------	-------	-------	------------	------	-------	------------	---	---	---

# 令和8年度 モデル保険料の試算

※ この保険料は、令和7年度賦課時点の所得割率で試算したものであり、  
令和8年度の保険料算定時には変動する。

単位：円

区分		R8 (子ども分なし)	R8 (子ども分あり)	R7	増減 (子ども分なし)	増減 (子ども分あり)	備考
年金収入世帯 (65歳以上)	①年収100万円	21,100	21,670	21,380	▲280	290	7割軽減
年金収入世帯 (65歳以上夫婦)	②年収200万円	106,680	109,360	107,260	▲580	2,100	5割軽減
	③年収300万円	275,430	283,390	276,630	▲1,200	6,760	軽減なし
給与収入世帯 40歳未満夫婦 子どもなし	④年収200万円	186,690	191,370	187,790	▲1,100	3,580	2割軽減
	⑤年収300万円	289,480	296,630	290,680	▲1,200	5,950	軽減なし
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児0人)	⑥年収200万円	165,410	168,060	166,300	▲890	1,760	5割軽減
	⑦年収300万円	326,310	331,710	328,070	▲1,760	3,640	2割軽減
	⑧年収400万円	474,040	482,020	475,890	▲1,850	6,130	軽減なし
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児1人)	⑨年収200万円	157,180	159,830	158,010	▲830	1,820	5割軽減
	⑩年収300万円	313,140	318,540	314,810	▲1,670	3,730	2割軽減
	⑪年収400万円	457,580	465,560	459,310	▲1,730	6,250	軽減なし
給与収入世帯 40歳以上夫婦 子ども2人 (未就学児2人)	⑫年収200万円	148,950	151,600	149,720	▲770	1,880	5割軽減
	⑬年収300万円	299,970	306,290	301,550	▲1,580	4,740	2割軽減
	⑭年収400万円	441,120	449,100	442,730	▲1,610	6,370	軽減なし

※⑥～⑭世帯は多子減免を適用

※子ども分に関しては、県が示している市町村標準保険料率(市町村算定方式)の所得割率で試算

# 令和8年度 国民健康保険特別会計予算案

## 歳入

(単位:百万円)

項目	令和8年度	令和7年度	増減	主な増減理由
保険料	13,785	14,073	△288	被保険者数の減
国・県支出金	71,400	69,112	+2,288	保険給付費等交付金の増
一般会計繰入金	10,662	11,448	△786	被保険者数の減
繰越金	152	57	+95	—
その他	124	141	△17	—
合計	96,123	94,831	+1,292	—

# 令和8年度 国民健康保険特別会計予算案

## 歳出

(単位:百万円)

項目	令和8年度	令和7年度	増減	主な増減理由
保険給付費	70,169	68,314	+1,855	一人当たり保険給付費の増及び診療報酬改定による増
国保事業費納付金	23,273	23,799	△526	被保険者数の減
保健事業費	783	799	△16	—
その他	1,898	1,919	△21	—
合計	96,123	94,831	+1,292	—

# 条例・規則等の改正

## ●子ども・子育て支援納付金

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、保険者が医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と合わせて「子ども・子育て支援納付金」を徴収するようになったことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律(令和8年政令2号)が、令和8年1月15日公布され、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課基準に係る規定等について改正が行われた。

### 【概要】

子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る賦課限度額を3万円と設定する。

## ●賦課限度額の引上げ

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号)が、令和8年1月15日公布され、賦課限度額の合計額が109万円から110万円に引上げられた。

### 【概要】

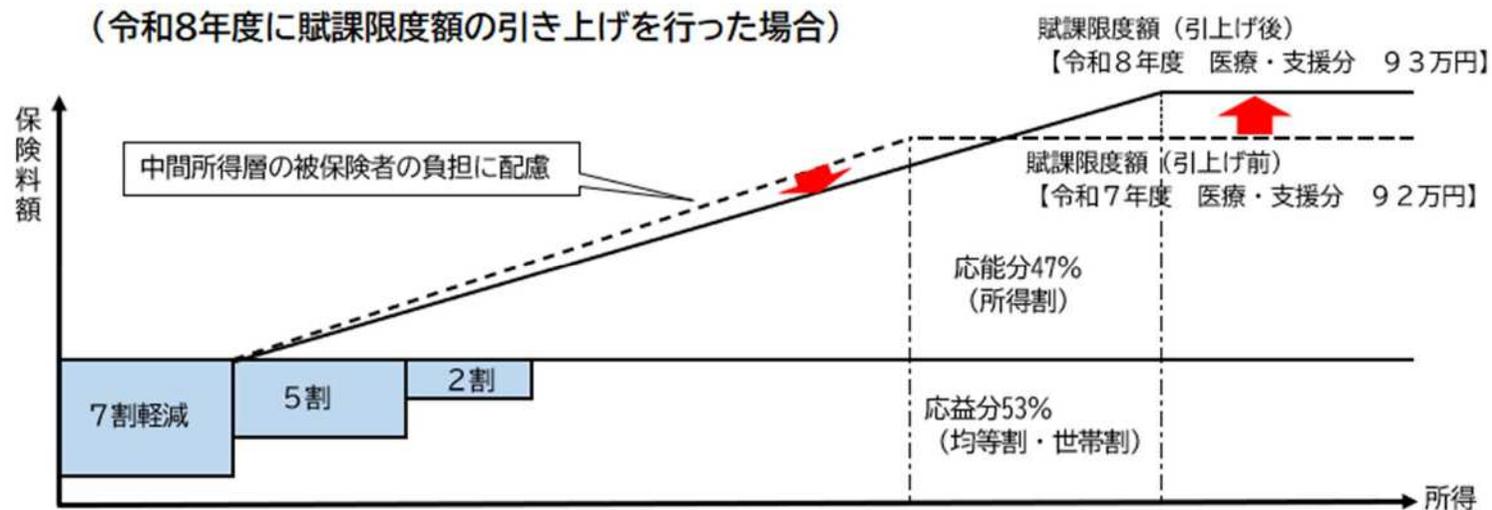
国民健康保険料の賦課限度額については、被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額を超える世帯の割合を被用者保険(標準報酬月額の高等級の割合が全被保険者の0.5%~1.5%)と同等の1.5%に近付けるため、政令を改正し、医療分1万円を引上げ、保険料負担の公平性を図る。

## 【賦課限度額の引上げ】

限度額引上げ	医療分	支援分	介護分	合計
引上げ前(令和7年度)	66万円	26万円	17万円	109万円
引上げ後(令和8年度)	67万円	26万円	17万円	110万円

### <引上げイメージ>

(令和8年度に賦課限度額の引き上げを行った場合)



### 【参考：子ども分を含めた賦課限度額】

	医療分	支援分	介護分	子ども分	合計
賦課限度額	67万円 (+1万円)	26万円 (据え置き)	17万円 (据え置き)	3万円 (新設)	113万円

## ●軽減対象世帯の拡充

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号)が、令和8年1月15日に公布され、低所得者に対する軽減判定所得基準が上げられた。

### 【概要】

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を56万から57万円に拡充する。

軽減割合	改正前(現行)	改正後
5割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1) ×10万円) +(30.5万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1) ×10万円) +(31万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1) ×10万円) +(56万円×世帯の被保険者数)	43万円+((給与所得者等の数-1) ×10万円) +(57万円×世帯の被保険者数)

## その他の制度改正(予定)

### ●高額療養費制度の見直しについて

○高齢化の進展や医療の高度化等を背景にした医療費の増大に直面する中、医療保険制度の持続性を高め、セーフティネット機能である高額療養費制度を将来にわたって堅持していく観点から令和8年8月から高額療養費の自己負担限度額の見直しを行う。

○また、令和9年8月に、各所得区分(住民税非課税を除く)を3区分に細分化し、それぞれの所得に応じて、自己負担限度額の引上げを行う。

○各所得区分ごとの自己負担限度額は別添のとおり。

# 高額療養費制度の見直しについて

令和7年12月25日  
厚生労働省社会保障審議会医療保険部会  
高額療養費制度の在り方に関する専門委員会資料より抜粋

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

# 【参考】

## 保険料の決まり方

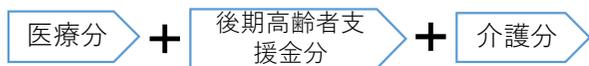
### 現在



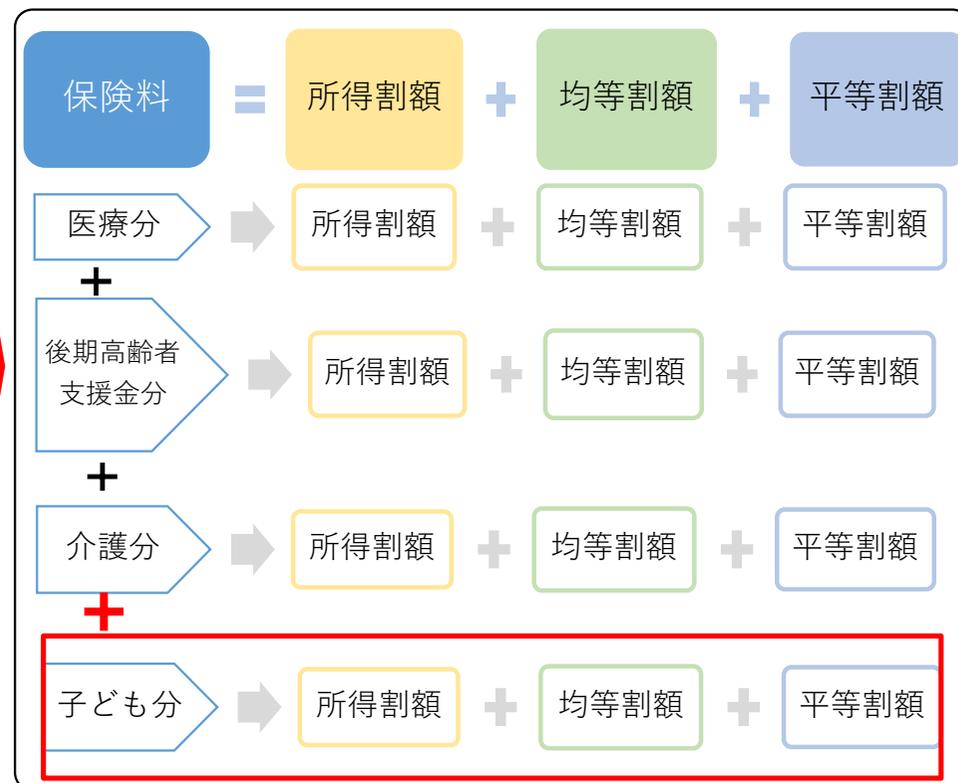
※40歳未満の方、65歳以上の方



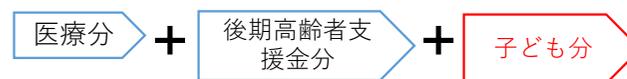
※40歳以上65歳未満の方



### 令和8年度～



※40歳未満の方、65歳以上の方



※40歳以上65歳未満の方

